

東京都知事所轄学校法人理事長 殿
(大学、高等学校、中学校、小学校、
特別支援学校を設置する法人を除く)

東京都生活文化スポーツ局私学部
私学行政課長 福本 卓也
(公 印 省 略)

幼稚園及び認定こども園を運営する学校法人が 付随事業及び収益事業を実施する際の取扱いについて（通知）

平素より東京都の私学行政に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

幼稚園及び認定こども園を運営する都知事所轄の学校法人（以下、「学校法人」という。）においては、かねてから適正な運営に努めていただいているところですが、近年設置する学校以外の様々な事業展開についてご相談をいただいております。

今般、幼児教育をとりまく社会環境の変化や地域ニーズ等を踏まえ、都知事所轄学校法人が付随事業及び収益事業を実施する際の取扱いについて、文部科学省の通知等を参酌し、下記のとおり通知しますので、適切な取扱いをいただくようお願いします。

記

1 付随事業及び収益事業の実施にあたっての留意事項

(1) 都への事前相談について

学校法人は、本来事業である教育研究活動のほか、学校教育の一部に付随して行われる事業（以下、「付随事業」という。）及び収益事業を行うことができますが、私立学校の設置を目的として設立される法人であることにかんがみ、その適切な運営を確保していく観点から、本来事業以外の事業については、一定の範囲内で行っていく必要があります。

この観点を踏まえ、付随事業及び収益事業の開始、廃止及び内容変更を検討される場合には、原則として都への事前相談をお願いします。

当該事業の扱い及び実施にあたっての手続き等については、事前相談を経て、事業目的及び事業の実施計画等を確認のうえで、個別に判断いたします。

(2) 事前相談時の提出書類

事前相談時には別添 2 「付随事業・収益事業実施にあたっての事前相談シート」を下記相談・問合せ先にメールで提出してください。事業内容によっては直接、御説明をお願いする場合があります。

(3) 付随事業と収益事業の扱いについて

付随事業及び収益事業の概要を下記 2 以降に示しましたので、確認してください。

2 付随事業について

(1) 事業の範囲

① 目的：

収益を目的とせず、教育研究活動と密接に関連する事業目的を有すること。

② 実施主体：

学校法人自らが事業を実施する必要性が十分に認められること。他者からの請負で実施するものでないこと。

なお、学校法人が指定管理者として行う地方公共団体の所有する施設の管理運営事業については、①地方公共団体からの請負であること、②施設は地方公共団体の所有であり学校法人自らが設置したものではないこと、から、学校法人が行う本来事業又これに付随する事業とはみなせないことから、収益事業となります。

③ 事業対象者（物品やサービスの提供先）：

事業対象者（物品やサービスの提供先）は、主として、学校法人が設置する幼稚園及び認定こども園の在園児又は教職員及び学校法人の役員であること。

事業の性質上、やむを得ず主たる対象者が、在園児又は教職員及び役員以外の者となる場合には、教育研究活動において、在園児又は教職員及び役員が、当該事業として提供される物品やサービスを50日（3セメスター制の1セメスター相当）程度以上活用する具体的計画があること。

ただし、別紙通知令和6年1月31日6生私行第4054号「学校法人による保育に関する事業及び障害児支援に係る事業の取扱いについて（通知）」（以下、「保育及び障害児支援に係る事業通知」という。）で示す付随事業に位置付ける事業を除く。

④ 収支：

付随事業による収入は、付随事業に係る費用を賄える程度とし、本来事業の収支に影響を及ぼさない規模であること。

⑤ 財源：

事業に使用する土地の確保及び施設・設備の整備に必要な経費、毎年度の経常経費の財源は、できる限り負債性のない資産を充てること（行政機関からの補助金等は可）。借入金を充てるときは無理のない返済計画を有すること。

⑥ 土地・施設・設備：

事業に使用する土地・施設・設備は、原則、自己所有であること。借用の場合には、長期間にわたり使用できる保証があること。

土地・施設・設備の取得・借用費用は、事業内容や収支計画に照らし、過大なものでないこと。

(2) 会計処理

下記①、②、③の全てに該当する付随事業は、資金収支予算書及び事業活動収支予算書に部門を設けて表示すること。

- ① 学校法人が設置する幼稚園及び認定こども園の在園児又は教職員及び学校法人の役員以外の者を主たる対象者として行う事業
- ② 学校法人が設置する幼稚園及び認定こども園の園舎（法人本部棟を含む。）とは別に施設を設けて行う事業
- ③ 事業を行うに際して、行政機関の許認可を必要とする事業

(3) 寄附行為への記載

上記(2)により部門を設けて表示する付随事業に該当する場合は、上記1(1)の都への事前相談を経て、事業開始前に都へ寄附行為変更認可申請を行い、認可を得た上で寄附行為に記載すること。

※ 関係法令や事業実施要綱等で寄附行為への記載等を要件とされない場合であっても、事業内容によっては、寄附行為への記載や会計処理上の区分を求めることがあります。

3 収益事業について

(1) 事業の範囲

① 目的：

学校法人の教育研究活動に支障がない範囲で、その収益を私立学校の経営に充てるため、収益を目的とする事業であること。

② 種類：

令和6年11月15日6生私行第3002号「私立学校法第26条による学校法人の行うことのできる収益事業の種類」に該当すること。

(2) 会計処理

収益事業は、学校法人会計から区分し、特別の会計として経理すること。

(3) 寄附行為への記載

収益事業については、上記1(1)の都への事前相談を経て、事業開始前に都へ寄附行為変更認可申請を行い、認可を得た上で寄附行為に記載すること。

4 保育に関する事業及び障害児支援に係る事業について

学校法人が実施する保育に関する事業及び障害児支援に係る事業の取扱いについては、別途「保育及び障害児支援に係る事業通知」によります。

5 相談・問合せ先

東京都生活文化スポーツ局 私学部 私学行政課 幼稚園担当
S1121502@section.metro.tokyo.jp

6 添付資料

【別添1】解説資料（付随事業及び収益事業を実施する場合の取扱いについて）

【別添2】付随事業・収益事業実施にあたっての事前相談シート